

昭和三十六年政令第二百六十五号

車両制限令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 道路との関係において必要とされる車両についての制限（第三条―第十四条）
- 第三章 限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に關し必要な事項（第十五条―第二十一条）
- 第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則 第一章 総則

第一条（趣旨） 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するために道路との関係において必要とされる車両についての制限及び限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に關し必要な事項については、道路法（以下「法」という。）に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 車両 法第二条第五項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にあっては当該けん引されている車両を含む。）をいう。
- 二 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪のものを除く。）及び無軌条電車をいう。
- 三 歩道 専ら歩行者の通行の用に供されている道路の部分をいう。
- 四 自転車道 専ら自転車の通行の用に供されている道路の部分をいう。
- 五 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供されている道路の部分（自転車道を除く。）又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道のいずれをも有しない道路（自動車道を除く。）又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道のいずれをも有しない道路（自動車道を除く。）のみ一般交通の用に供されている道路を除く。）の一般通行の用に供されている部分をいう。
- 七 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられている帯状の道路の部分

第二章 道路との関係において必要とされる車両についての制限

（車両の幅等の最高限度）

第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

- 一 幅 二・五メートル
- 二 重量 次に掲げる値
- イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては二十トン
- ロ 軸重 十トン
- ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が一・八メートル未満である場合にあっては十八トン（隣り合う車軸に係る軸距が一・三メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも九・五トン以下である場合にあっては、十九トン）、一・八メートル以上である場合にあっては二十トン

- ニ 輪荷重 五トン
- 三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあっては三・八メートル
- 四 長さ 十二メートル
- 五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル

- 2 バン型のセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被けん引車との結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車（自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては三十六トン以下、その他の道路を通行するものにあつては二十七トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。
- 3 高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車又はフルトレーラ連結車で、その積載する貨物が被けん引車の車体の前方又は後方にはみ出していないものの長さの最高限度は、第一項の規定にかかわらず、セミトレーラ連結車にあっては十六・五メートル、フルトレーラ連結車にあっては十八メートルとする。

- 4 道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
  - 一 重量 次に掲げる値
  - イ 総重量 四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値
  - ロ 軸重 十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値
  - ハ 輪荷重 五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値
  - ニ 長さ 十六・五メートル

（車両についての制限の基準）

第四条 法第四十七条第四項の車両についての制限に關する基準は、次条から第十二条までに定めるところとする。

第五条 市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という。）内の道路で、道路管理者が自動車交通の量がきわめて少ないと認めて指定したもの又は一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの又はその路肩の幅員の合計が一メートル未満（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、〇・五メートル未満）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から一メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあっては、〇・五メートル）を減じたものとする。以下同じ。）から〇・五メートルを減じたものをこえないものでなければならぬ。

- 2 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のもを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から〇・五メートルを減じたものの二分の一をこえないものでなければならぬ。
- 3 市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路で道路管理者が指定したものの歩道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない区間を道路管理者が指定した時間内に通行する車両につ

いての前二項の規定の適用については、第一項中「〇・五メートルを減じたもの」とあるのは「二メートルを減じたもの」と、第二項中「〇・五メートル」とあるのは「一・五メートル」とする。

**第六条** 市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ。）で、一方通行とされているもの又はその道路におおむね三百メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から〇・五メートルを減じたものをこえないものでなければならぬ。

2 市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の二分の一をこえないものでなければならぬ。

**（総重量、軸重及び輪荷重の制限）**

**第七条** 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十三条第二項の基準（強度に係るものに限る。）を参酌して法第三十条第三項の条例で定める基準に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めるときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度を超えないものでなければならぬ。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。

2 融雪、冠水等のため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤又は路床の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めるときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならぬ。

3 前項の規定により道路管理者が車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めようとするときは、国土交通省令で定める構造計算又は試験の方法に基づいてしなければならない。

**（カタピラを有する自動車の制限）**

**第八条** 舗装道を通行する自動車は、次の各号の一に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

- 一 その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合
- 二 その自動車当該道路の除雪のために使用される場合
- 三 その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合

**（路肩通行の制限）**

**第九条** 歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路にあつては、路端から車道寄りの〇・五メートル（トンネル、橋又は高架の道路にあつては、〇・二五メートル）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。

**（通行方法の制限）**

**第十条** 第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。

2 第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならない。

3 第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐

行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。

**（幅の制限の特例）**

**第十一条** 道路が次の各号の一に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑を図るためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該他の道路を通行する車両については、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

- 一 道路が破損し、又は欠壊している場合
- 二 道路に關する工事が行なわれている場合
- 三 車両の通行が著しく停滞している場合

2 道路管理者は、前項に規定する指定をしようとするときは、あらかじめ都道府県公安委員会（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面にあつては、方面公安委員会）の意見をきかなければならない。

**（特殊な車両の特例）**

**第十二条** 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第三条に規定する最高限度をこえず、かつ、第五条から第七条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第五条から第七条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従つて通行する場合に限る。

**（無軌条電車の特例）**

**第十三条** 道路を通行する無軌条電車の高さについては、第三条の規定にかかわらず、軌道法（大正十年法律第七十六号）第三十一条第一項において準用する同法第十四条の規定に基づく命令の定めるところによる。

**（緊急自動車等の特例）**

**第十四条** 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車及び災害救助、水防活動等の緊急の用途又はその他の公共の利害に重大な関係がある公用務のために通行する国土交通省令で定める車両並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の軍隊の任務の遂行に必要な用途のために通行する当該軍隊の車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、この政令の規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用途のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条第三項の規定は、適用しない。

**第三章 限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に關し必要な事項**

**第十五条** 道路管理者を異にする二以上の道路の通行の許可

**（道路管理者を異にする二以上の道路の通行の許可）**  
 権限は、当該二以上の道路の全部又は一部が市町村道（指定市の市道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条第一項又は第三項の規定により国土交通大臣が新設若しくは改築又は維持を行なう道路を除く。以下この条において同じ。）以外の道路であるときは当該市町村道以外の道路の道路管理者（当該市町村道以外の道路の道路管理者が二以上あるときは、最初に申請を受けた道路管理者）が、当該二以上の道路が市町村道のみであるときは国土交通省令で定める道路管理者が行なうものとする。

**（国土交通大臣が許可に關する権限を行なう場合の手数料）**

**第十六条** 法第四十七条の二第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の許可に關する権限を行なう場合における同条第三項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。

(国土交通大臣が許可に関する権限を行う申請)  
第十七条 法第四十七条の三第六項の政令で定める申請は、国土交通大臣に対してされた申請とする。

(限度超過車両の通行を誘導すべき道路に係る許可の手数料)  
第十八条 法第四十七条の三第七項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに百六十円とする。

(限度超過車両の登録の手数料)  
第十九条 法第四十七条の四第五項の手数料の額は、同条第一項の登録又は同条第二項の登録の更新に係る申請一件につき五千円とする。

(登録車両の通行に関する確認の手数料)  
第二十条 法第四十七条の十第五項の手数料の額は、同条第一項の規定による求め一件につき六百円とする。ただし、当該求めに係る同条第二項第二号に掲げる出発地及び目的地が一の都道府県の区域内にある場合には、当該求め一件につき四百円を超えない範囲内において同条第四項の規定により判定基準が定められている当該都道府県の区域内の道路の延長及び構造を勘案して当該都道府県ごとに国土交通大臣が定める額とする。

(指定登録確認機関が登録等事務を行う場合の手数料)  
第二十一条 法第四十八条の五十九第一項第一号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、第十九条に規定する額とする。

2 法第四十八条の五十九第一項第二号に掲げる者が同項の規定により指定登録確認機関に納付しなければならない手数料の額は、前条に規定する額とする。

第四章 雑則

(事務の区分)  
第二十二条 この政令の規定により都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国土交通省令への委任)  
第二十三条 この政令で定めるもののほか、この政令を実施するために必要な事項は、国土交通省令で定める。

附則 抄

1 この政令は、昭和三十七年二月一日から施行する。ただし、第七条、第九条から第十一条まで及び第十四条から第十六条まで並びに附則第二項から第四項までの規定は、昭和三十六年九月一日から施行する。

2 道路法の施行の際に道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による免許を受けて路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用していた者の車両で、この政令の規定による基準に適合しないものについては、道路法の施行後この政令の公布前に当該事業につき道路運送法第十八条第一項の規定による事業計画の変更(自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事業計画の変更に限る。以下次項において同じ。)の認可を受けて車両を通行させている場合を除き、この政令の規定は、適用しない。

附則 (昭和三十九年七月二十八日政令第二六六号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年一〇月二十九日政令第三三〇号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四六年七月二二日政令第二五二号) 抄  
(施行期日等)

1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第四十六号)の施行の日(昭和四十六年十二月一日)から施行する。ただし、第二条の規定による改正後の車両制限令(以下

「新車両制限令」という。)第三条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条の規定、第四条の規定による改正後の高速自動車国道法施行令第六条の規定並びに第五条の規定による改正後の道路整備特別措置法施行令第七条第一項の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する同法による改正後の道路法の規定の適用の日(昭和四十七年四月一日)から適用する。

附則 (昭和四七年一〇月一八日政令第三七八号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二五日政令第一四五号)  
この政令は、昭和五三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五九年五月一五日政令第一三九号) 抄  
この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日(昭和五十九年五月二十一日)から施行する。

附則 (平成五年一月二五日政令第三七五号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二一年一月一〇日政令第三五二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三二二号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年四月二五日政令第一七〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

附則 (平成一六年二月一六日政令第二三三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成二六年五月二八日政令第一八七号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年五月三十日) から施行する。

附則 (平成三一年三月二〇日政令第四一〇号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。  
附則 (令和三年七月九日政令第一九八号)  
この政令は、道路法等の一部を改正する法律(令和二年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。